

## 令和6年度長野市育児支援訪問員派遣業務受託者募集要項

### 1 目的

本業務は、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦又はヤングケアラー等の居る家庭に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的として、以下のとおり委託先を募集します。（児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業）

2 委託業務名 令和6年度長野市育児支援訪問員派遣業務

3 事業実施地域 長野市一円

4 事業内容 別紙「長野市育児支援訪問員派遣業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

5 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 6 委託料

1時間あたりの委託料単価は、次の金額とする。

（消費税、交通費、駐車料金、保険料を含む）

時間	平日	土・日・祝日
6:00～8:00	2,600円	3,000円
8:00～17:00	2,200円	2,600円
17:00～21:00	2,600円	3,000円

各月の委託料は、前月の実績報告書及び請求書を受理した日から30日以内に支払うこととする。

### 7 参加資格要件

次に掲げるすべての事項に適合する者とする。

- (1) 長野市の物品等競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準の規定による指名停止の措置を受けていない者であること

- (4) 市税等を滞納していないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び同法第2条第6項に規定する暴力団員でないこと

## 8 応募について

### (1) 受付期間（令和6年4月からの委託）

令和6年3月14日（木）から令和6年3月22日（金）まで

※上記期間後は随時受け付けを行い、翌月以降の委託となります。

### (2) 申請方法

所定の申請書に必要書類を添付して、子育て家庭福祉課までご提出ください。（郵送も可とします。）

### (3) 提出書類

ア 長野市育児支援訪問員派遣業務受託申込書

イ 会社概要

ウ 本業務の実施体制

エ その他本業務に必要な書類（必要に応じ個別に指示します）

## 9 審査等

長野市は、参加を希望する事業者が提出した書類を受け、審査を行い、結果を通知します。委託事業者として適格であると認められる場合、長野市と委託契約を締結して業務を実施します。

## 10 日程（令和6年4月からの委託分）

(1) 公表日 令和6年3月14日（木）

(2) 応募受付期間 令和6年3月14日（木）から3月22日（金）まで

(3) 契約締結 令和6年4月1日（月）

(4) 事業の開始 令和6年4月1日（月）

※上記期間後は随時受け付けを行い、翌月以降の委託となります。

## 11 その他

(1) 書類作成にかかる費用は、参加事業者の負担とします。

(2) 提出書類等に虚偽の記載をした場合、又は重大な不備がある場合は無効とします。

(3) 本件委託契約は、その契約に係る予算が議決され、4月1日以降予算の執行が可能となった時に効力が発生します。